

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和3年5月28日(金)
本会議終了後
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第47号 令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について（高齢）
- 2 議案第53号 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 3 議案第52号 山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について（文ス）

議案第53号 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

1 山陽地区保育所（仮称）名称の募集結果の概要

募集期間 令和3年1月4日 から 令和3年1月29日 まで
109名の方から160件の応募をいただきました。

2 応募のあった名称と応募数の一覧

園の名称	応募数	園の名称	応募数
ねたろう保育園	40	出会保育園	1
のぞみ保育園	13	あおぞら保育園	1
さんよう保育園	11	さくらかわ保育園	1
スマイル保育園	7	山陽朗らか保育園	1
こだま保育園	7	厚狭心和保育園	1
桜川保育園	6	さくらの里保育園	1
さくら保育園	5	れいわ保育園	1
あさ保育園	5	厚狭ねたろう保育園	1
厚狭保育園	4	ひまわり保育園	1
すまいる保育園	3	にじいろ保育園	1
ねたろうの里保育園	2	厚狭寝太郎保育園	1
みらい保育園	1	厚狭こだま保育園	1
さなえ保育園	1	おひさま保育園	1
あさっこ保育園	1	さくらの花保育園	1
すくすく保育園	1	きらら保育園	1
すこやか保育園	1	寝太郎スマイル保育園	1
えがお保育園	1	すくすく寝太郎保育園	1
天使保育園	1	ねたろうの里	1
厚狭にこにこ保育園	1	Future	1
新幹線うたごえ保育園	1	Tomorrow	1
あささくら保育園	1	さんさん保育園	1
げんきあさ保育園	1	あさスマイル保育園	1
さくら夢の地保育園	1	太陽の子保育園	1
えきなん保育園	1	なわじ保育園	1
ASA保育園	1	つつじ保育園	1
来福保育園	1	あさひ保育園	1
SUN SUN保育園	1	ニコニコ保育園	1
のぞみ	1	なかよし保育園	1
きずな保育園	1	ともだち保育園	1
めばえ保育園	1	さくら保育所	1
さくらがわ保育園	1	寝太郎保育所	1
すえます保育園	1	Y保育園	1
きらら山陽保育園	1	さんようまなぶ保育園	1
夢きらら保育園	1	あさまなぶ保育園	1

合計 160

※ねたろう、寝太郎が含まれる名称・・・47件

あさ、厚狭、ASAが含まれる名称・・・20件

さんよう、山陽が含まれる名称・・・13件

議案第53号 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

3 提出者の関係

関係	提出数
自治会	93
保育園	66
市民	1
合計	160

4 提出先の内訳

提出先	提出数
総合事務所	43
出合保育園	30
下津保育園	26
郵送	15
F A X	13
持参	11
津布田保育園	8
メール	6
埴生支所	8
合計	160

5 2件以上応募があった名称と提出者の関係の内訳

行ラベル	合計
あさ保育園	5
自治会	1
保育園	4
こだま保育園	7
自治会	5
保育園	2
さくら保育園	5
自治会	2
保育園	3
さんよう保育園	11
自治会	3
保育園	8
スマイル保育園	7
自治会	4
保育園	3
すまいる保育園	3
自治会	1
保育園	2
ねたろうの里保育園	2
自治会	1
保育園	1
ねたろう保育園	40
自治会	31
保育園	9
のぞみ保育園	13
自治会	3
保育園	10
厚狭保育園	4
自治会	3
保育園	1
桜川保育園	6
市民	1
自治会	2
保育園	3
総計	103

山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の趣旨

本施設について、来年 4 月以降の指定管理者制度導入を可能とするための所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

本施設の運営について指定管理者制度を導入することが可能となるよう、必要な条文を追加する。

〈追加する条文内容〉

(1) 第 1 3 条 (指定管理者)

管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に管理を行わせることができること。

(2) 第 1 4 条 (指定管理者が行う業務の範囲)

使用許可及び維持管理、市長が必要と認める業務。

(3) 第 1 5 条 (指定管理者が行う管理の基準)

当該条例等に従い、適正に施設の管理を行わなければならないこと。

(4) 第 1 6 条 (利用料金)

当該条例に定める額の範囲内において、市長の承認を得た利用料金を指定管理者の収入として收受すること。

減免、還付については、市長が定める基準に従い行うこと。

3 施行日

公布の日から